

森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程（平成 18 年岩手県告示第 786 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「森林整備事業」とは、<u>治山事業(保安林整備事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、山地治山事業、共生保安林整備事業及び特定流域総合治山事業をいう。)</u>及びいわて環境の森整備事業のうち、<u>地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業及び簡易施設(作業道、筋工、土留工等をいう。)</u>の設置に係る事業をいう。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める指名競争入札参加資格基準(以下「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>森林整備事業請負契約指名競争入札参加資格審査申請書</u>(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第 8 条 資格者が、政令第 167 条の 11 第 1 項において準用す</p>	<p>森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約等を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「森林整備事業」とは、次に掲げる事業のうち、<u>地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業及び簡易施設(作業道、筋工、土留工等をいう。)</u>の設置に係る事業をいう。</p> <p>(1) <u>治山事業(保安林整備事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、山地治山事業、共生保安林整備事業及び特定流域総合治山事業をいう。)</u>及びいわて環境の森整備事業</p> <p>(2) <u>県有林事業</u></p> <p>2 この規程において「森林整備事業の請負契約等」とは、<u>前項第 1 号に掲げる事業の請負契約及び同項第 2 号に掲げる事業の委託契約をいう。</u></p> <p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める指名競争入札参加資格基準(以下「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書</u>(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第 8 条 資格者が、政令第 167 条の 11 第 1 項において準用す</p>

る政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合において  
は、森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加者の資  
格（以下「資格」という。）を失うものとする。

（指名競争入札の参加者の指名）

第 10 条 知事は、森林整備事業の請負契約に係る指名競争入  
札の参加者を指名するときは、資格者のうちから行うものと  
する。

る政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合において  
は、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の  
資格（以下「資格」という。）を失うものとする。

（指名競争入札の参加者の指名）

第 10 条 知事は、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争  
入札の参加者を指名するときは、資格者のうちから行うもの  
とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この告示は、平成 19 年 2 月 1 日から施行し、この告示による改正後の森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の規定は、平成 19 年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査、申請書の提出及び資格の喪失並びに同年度以後に行われる指名競争入札の参加者の指名について適用する。